

平成23年度

外部評価結果報告書

平成23年10月

会津若松市外部評価委員会

目 次

1	はじめに	1
2	外部評価対象施策	2
3	外部評価結果	3
4	おわりに	20

参考資料

1	会津若松市外部評価委員会委員名簿	23
2	会議経過	23
3	会津若松市外部評価委員会開催要綱	24

1 はじめに

行政評価の取り組みについては、その必要性、重要性から数多くの自治体で取り組みが進められている。本市においても、平成13年度から行政内部における評価を実施しており、その評価目的は、計画・実施・評価・改善のマネジメントプロセスを通して、限られた行政資源の適正配分と市民満足度重視の視点に立った行政運営を行うこと、とされている。

また、本市では、平成17年度から内部評価に加えて、学識経験者や公募市民による外部評価を実施している。行政外部の視点から、客観的に施策等に対する評価を行い、これを生かすことにより、市の最終評価がより適切に行われることを目指すものである。しかし、外部評価は、制度としては依然発展途上にあり、評価対象、方法、委員構成等、手法の改善を図りながら進めることが必要となっている。

当委員会でも、平成19年度より委員構成を充実させ、今年度は委員会開催回数を増やすなど、各施策への掘り下げた議論が行える環境に配慮してきた。しかし、委員からの意見にあるように、十分な審議時間の確保や制度の市民への周知方法など課題も残されており、委員会の開催日時、時間配分、市民への周知の手法など、更なる改善を図りながら継続していくことが必要である。

東日本大震災という未曾有の災害や原子力発電所事故により、本市の地域経済は深刻な被害を受け、市民も様々な不安を抱えながらの生活を余儀なくされている。行政には、市民の持つ参画の意志や力を最大限生かした協働の仕組みづくりを推進し、地域の中で市民と共に地域の現状と課題を考え、市民の知恵と力を結集して、地域の活力を再生し、市民の不安を取り除いていくことが求められている。

今般の大震災により評価に苦慮した部分もあったが、本報告書には、評価対象施策のそれぞれにおいて、様々な角度からの意見や提案が示されている。限られた予算の中でどうすれば実際にニーズを充足していくことができるか、全職員が創意工夫を凝らして市民の理解や満足度の向上を図り、常に市民の目線、立場に立って、市政運営に尽力されることを強く願うものである。

会津若松市外部評価委員会	委員長	石光 真
	副委員長	田澤 演子
	委員	長嶋 栄治
	委員	遠藤 久
	委員	築田 直幸
	委員	小原 啓三

2 外部評価対象施策

外部評価対象施策については、第6次長期総合計画のまちづくりの基本政策の6つの柱の中から、基本施策を外部評価委員会にて選定し、基本施策9施策を外部評価の対象とした。

【外部評価対象施策】

政策の柱	外部評価対象施策名	主管部課
政策の柱1「福祉健康」	健康づくりを推進する	健康福祉部健康増進課
	医療体制を充実する	健康福祉部健康増進課
政策の柱2「教育文化」	生涯学習活動を支援・促進する	教育委員会生涯学習総合センター
	歴史・文化を継承し文化活動を振興する	教育委員会文化課
政策の柱3「産業経済」	消費者の視点に立った安全な食料の安定供給を図る	農政部農政課
	卸売市場の利用を促進する	農政部公設地方卸売市場
政策の柱4「生活環境」	資源循環型社会を実現する	市民部廃棄物対策課
政策の柱5「都市基盤」	魅力ある景観を創造する	建設部都市計画課
政策の柱6「協働参画」	地域コミュニティを活性化する	市民部環境生活課

3 外部評価結果

外部評価結果については、基本施策内容の説明を受け、委員各々の視点により評価を行ったものであり、最終評価の参考として活用されたい。

また、基本施策の評価だけではなく、施策体系の中の事務事業についても、今後のあり方や方向性等の意見も附帯意見として報告するので、今後の市政運営の参考とされることを併せて希望するものである。

【外部評価結果】

施策名	健康づくりを推進する	主管部課	健康福祉部健康増進課
施策の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誰もが健康を保ちながら、心豊かにいきいきと生活できる社会づくりを推進します。 ○ 子どもを安心して産み、いきいきと育てることができるよう情報提供や相談体制の充実に努めます。 ○ 生活習慣病の予防に努め、健康寿命（寝たきりや認知症にならないで自立して生活できる期間）の延伸を図ります。 		
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康わかまつ21計画の推進 ○ 食育推進事業（食育推進計画） ○ 安全な妊娠・出産への支援及び乳児家庭全戸訪問事業 ○ がん検診の推進及び健康増進法に係る健康増進事業の実施 		
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施策の具体的な目標が弱い。健康づくりの推進の内容をより明瞭にして施策を立てることが望まれる。 ○ 市当局や関係諸機関の懸命な健康増進活動にもかかわらず、生活習慣病等の減少には至ってはいないが、これは市民自らの健康に対する強い自覚が不足しているためで、施策の良否ではないと思われる。しかしながら、早朝のウォーキングに励む壮年市民の増加やフィットネス施設の盛況は、健康に対する関心が高まっている証拠であり、よりの確な施策が望まれる。 ○ 「予防」から「未病」へと社会状況は推移しており、視点の変換が望まれる。 ○ メタボ対策は国の方針であるため市役所でどうこうできるものではないし、行政の成果の指標を求められたなら数値化された状況を基準に評価するしかないが、適正体重者の割合の未達成はさして憂慮すべきことではない。そもそもメタボ対策は肥満社会アメリカでは必要だが、極端でない過体重による健康障害は証明されておらず、日本ではさして深刻な問題ではない。 ○ 適正体重者の割合だけが成果指標になっているが、特定検診の受診者は本人の健康管理に関心があって意識が高いゆえに、検診するのではないか。特定検診を受けない人を含めた指標を設けるべきではないか。 ○ 市民の健康にとって、保健は衛生に次いで重要な課題である。情報の非対称性（健康に必要なことを個々の市民が知っているとは限らない状態）があるとすると、広報や健診に税財源を投入する意味があるが、税財源投入には市民の負担というコストもかかるため、広報は（1）情報の非対称性の強さ、（2）広報や健診を行わない場合の健康被害の深刻さ、に左右される。それに加えて、地産地消という農業対策、商業対策、地元産品広報は、食育政策の場合は重要なプラス要因になる。 ○ 健康増進計画は市民の健康な生活を維持する上で重要な施策であるから、より多くの市民にこの目的と内容が理解されるよう普及のための更なる努力が求められる。 ○ 「地区組織や関係機関・団体と行政が、それぞれ役割分担する」という表現が何度か出てくるが、それぞれの具体的な役割分担を明確にすべきである。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健診結果のデータは、市民の健康管理には貴重なデータである。市民自らの健康に対する関心の継続は、外部からの触発に左右されるため、生活習慣病境界線者に年2～3回程度定期的に健康便りを発信することは、病気になり長期間多額の医療費を発生させるより、社会的に少ないコストで済むのではないか。 ○ 原発事故による放射能対策について、市の細部にわたる活動は市独自に取り組むしかないと考える。
<p>事務事業への意見</p>	<p>(食育推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食育推進の中で、農業者食品加工業者等の連携を密にして、食の問題にあわせて行く、又食育コーディネーターなどの育成に力を入れていくべきである。 ○ 全戸に配布した食育リーフレットは大変有意義だと思う。 ○ イベントによる普及は参加人数が限られるので、町内会、老人会、各種団体等の小さい単位団体への出前講座等もきめ細かく市民に浸透させる手段として考えられるのではないか。 ○ 食育は理論より毎日の実践が重要である。具体的に一日当たりの摂取カロリー、品目数、食品グループ別の摂取量等を一目でわかる図表にして各戸に配布するのも一案である。 ○ 食育教育は、その活用方法で多方面に大きな力を生むものとする。会津若松市食育推進計画は、大変すばらしい内容であり、内容同様に活動も充実すれば、「食育基本法」でいうところの、知育・徳育・体育を現状より総合的に押し上げる可能性があり、体の健康や心の健康のみならず、会津の最大の魅力である「会津人」の伝統が守られると思う。 <p>(自殺対策事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺の増加は国全体の経済状況や、あるいは個人的な問題が原因であり、市役所にできる対策には限界があるが、相談窓口の強化等は継続するべきである。 <p>(運動習慣普及特別事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ウォーキングに関しては、健康まつりや市民健康教室等と一緒にやるほうが良いと思う。 <p>(保健委員会への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健委員の活動及び研修会等の内容が、市民にもわかるようにすべきである。 ○ 保健委員会のやっている健康づくりの自主性や意義は否定しない。しかし、一般論として、煙霧消毒等の衛生活動など行政に支えられてこそその活動が成功した結果、不必要になってきたならば、徐々に支援から撤退してもよいのではないか。 ○ ウォーキングの普及に関しては、個人、グループを問わず愛好家、関心のある人等、市民による自主活動として徐々に行政の支援から離れて運営されるのが望ましい。 <p>(保健センターの整備充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民に開かれた保健センターに、イメージをアップさせることが市民への義務である。

	<p>(健康まつり事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鶴ヶ城マラソンを日本全土に発信できるようなイベント、例えばトップランナーを招待するなど、会津まつりのような一大イベントにしたら良いと思う。それらが成功すれば、観光経済にもつながるので、是非やってほしい。 <p>(市民健康教室事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当事業と「健康教育・健康相談事業」が同じく思える。 <p>(安全な妊娠・出産への支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 妊婦健診、乳幼児検診は、市役所が市民に行うべき最重要課題の一つである。 ○ 現在、妊婦や乳幼児に対する最大の関心事は、放射能の影響である。大変難しい問題だとは理解しているが、早急に対応すべきものとする。 <p>(がん検診の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ もっとも財政支出の大きいがん検診の促進は、早期発見により治療が容易になるならば、国民医療費の削減、健康寿命の延長をもたらす、費用便益費が高い。 <p>(成人歯科健康診査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 歯科に一度かかった段階で、定期的にその歯科医において健診できるように歯科医師会に指導してほしい。 <p>(健康づくり推進協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係団体の代表者の構成から、協議会の活性化が図れる市民公募制を導入することこそ、健全な健康づくりに寄与する。
--	--

施策名	医療体制を充実する	主管部課	健康福祉部健康増進課
施策の目標	○ 市民が、安心して医療を受けることができるよう、救急時の医療対応を含めた医療体制の充実を図ります。		
主な事務事業	○ 夜間急病センター運営事業 ○ 休日当番医制事業 ○ 救急医療病院輪番制運営事業		
評価内容	○ 救急時の医療対応に向けた委託や補助は必要であり、有効に機能している。 ○ 医療体制に関しては概ね良好と思われる。引き続き現在の施策を充実してほしい。 ○ 夜間急病センターの活動は、高評価されるものと思う。 ○ 小児科と産科の医師不足は、医師のみならず診療科の不足（医師が小児科・産科を開設しない）と考えられるのではないかと。市内診療所の内科医師による小児科や、婦人科医師による産科を開設してもらう方法を検討するのも価値があると思う。 ○ 会津医療センター（仮称）の支援は、会津の長期にわたる経済復興にまでかかわる、裾野の広い重要な活動と考える。 ○ 目標である、救急時の医療対応を含めた医療体制の充実は進んでいるが、会津医療センター（仮称）への一極化によって、はたしてさらに改善、充実されるのであろうか。 ○ 専門化した医療・医師の時代にあたって、救急時の医師不足の改善が望まれる。 ○ 小児科、産科のマップの作成をお願いする。		
事務事業への意見	<p>（夜間急病センター運営事業）</p> <p>○ 当事業や休日当番医制事業等は、今後とも維持・確保に努めてもらいたい。 ○ 市内でも外部から来た方はわからないので、夜間急病センターの位置や診療科目等がわかるチラシ等があれば良いと思う。</p> <p>（休日当番医制事業）</p> <p>○ 休日当番医制度はとても良い制度と思うが、当番医をもう少し大きく家庭内に貼り出せるようにするなど、明確にわかるようにしてもらいたい。</p> <p>（自動体外式除細動器（AED）整備事業）</p> <p>○ AEDの設置はもとより、使い方の講習の実施をお願いする。</p> <p>（会津医療センター（仮称）整備への支援協力）</p> <p>○ 会津医療センター（仮称）開院後のアクセスについて、行政としても運送業者と連携し、通院利用者がより利用しやすいように配慮が必要である。 ○ 施設・設備への市民からのクレームが起こらないよう、市民に公開された施工管理や市民の意見を取り入れる体制を県で整えていなければ整備してほしい。 ○ 医療特区や補助金など国や県の支援を受けながら、医工連携が充実して地域が復興していくためには、まず「情報の収集と整理と伝達」を素早く的確に実施する必要がある。</p>		

施策名	生涯学習活動を支援・促進する	主管部課	教育委員会生涯学習総合センター
施策の目標	○ 誰もが学びたいときに自由に学ぶことができ、また学びたい学習情報を容易に得ることができる環境づくりを推進します。		
主な事務事業	○ 生涯学習推進事業 ○ 生涯学習情報提供事業 ○ 各地区公民館事業		
評価内容	<p>○ おおむね目標の実現に貢献していると思う。</p> <p>○ 生涯学習総合センターの設立が、施策目標の達成に大きな前進となったことは感心するが、生涯学習の発展は日々の積み重ねによって大成されるものである。</p> <p>○ 基本施策の目標が漠然としており、市民の方に具体的な説明が必要である。</p> <p>○ 生涯学習総合センターの図書館の利用者が著しく増加したのはすばらしい。新しい設備やサービスの成果であり、今後はさらに書籍の充実を目指してほしい。</p> <p>○ 生涯学習の拠点が整備された一方、提供される学習メニューは市民の多様な学習ニーズに十分応えているとは思えない。また、既存の自主学習団体への支援は消極的である。</p> <p>○ 生涯学習総合センターの運営については、利用者が使いやすい施設とするため、利用者の声を聞き、更なる改善が求められる。</p> <p>○ 特に会津大学との連携など、高等教育機関とのネットワークを活かした取り組みを進めてほしい。</p> <p>○ 生涯学習における「生涯学習指導者」の位置づけ、活動内容等がよくわからない。</p> <p>○ 公民館の図書館の本にもＩＣタグがつくというのは良い。</p>		
事務事業への意見	<p>(生涯学習推進事業)</p> <p>○ 生涯学習総合センターの業務委託を受けた「まちづくり会津」には、図書館業務、公民館業務への熟達はもちろんであるが、今後は中心市街地という立地を活かした企画の立案など、大きな期待をしている。</p> <p>○ 古文書や市史大学等の会津の歴史の学習の他にも、文学、世界や日本の近・現代史、現代から未来社会への動きを学ぶ等、より広く高度な学習を求める層に向けた講座の開設も求められる。</p> <p>○ 生涯学習総合センターの活用については、さらなる市民の快適な利用に資する改善が必要と考える。まず、市が推奨している「経営品質」で教えるように、顧客（来館者）満足向上の視点から、利用者に対してアンケートを実施すべきと考える。また、委託社員の挨拶等の基本的接客力向上が必要と考える。</p> <p>○ 民間団体の生涯学習の活動で十分にできるものは民間に任せ、先進性のある、推進が難渋するものや、収益性がないものなどについては、自主・直営として行うことが好ましい。</p>		

施策名	歴史・文化を継承し文化活動を振興する	主管部課	教育委員会文化課
施策の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幅広い芸術文化活動の一層の活性化を促進し、芸術文化の振興を図ります。 ○ 史跡、名勝、天然記念物等の保存整備を行うことにより、市民共有の文化遺産としての価値を高めるとともに、観光資源としての活用を図り、後世に継承します。 ○ 本市の誇るべき歴史と伝統を次の世代に継承します。 		
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 會津風雅堂管理 ○ 院内御廟保存整備事業 ○ 郡山遺跡発掘調査事業 ○ 史跡若松城跡御三階復元検討会事業 		
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ おおむね目標の実現に貢献している。 ○ 芸術活動の活性化は、意義がある。 ○ 成人に対する質の高い芸術作品・舞台芸術の鑑賞機会の充実という点において、他の地方都市に比べて遅れている。市民文化祭についても市民の日常活動の発表のみにとどまらず、多くの市民に質の高い芸術文化を提供する場とする必要もある。 ○ 世界的経済不況・不安、震災その後の原発事故の影響のなか、歴史・文化を守っていくことは非常に困難ではあるが、それであるがゆえに価値がある。特に次世代に継承していくうえで、小中学生はもとより高校生まで視野に入れた取り組みをお願いしたい。 		
事務事業への意見	<p>(會津風雅堂管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算の範囲内で指定管理者は文化振興に努力している。人口の多い都会なら民間でできることが、規模の経済が成立せず、採算に合わないため、文化水準の維持のために市の予算でやっているという面がある。一方、人口は少なくても、民間で成功するイベントもある。民業圧迫、税金の無駄使いにならぬよう、という緊張感が必要である。 ○ 會津風雅堂の維持管理に多くの事業費を費やしているわけであるが、稼働率が低すぎるのではないか。 <p>(文化振興事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 會津文化団体連絡協議会登録団体の減少は、会員の高齢化はもとより、50年の年月を経過する中で活動が内向きになっているからではないか。伝統的な文化のみならず、ロックやジャズ等の音楽など若い世代の文化活動支援にもっと力を入れるべきである。 ○ 會津彼岸獅子の団体が減少している中、市の対策が必要ではないのか。 <p>((仮称) 歴史資料保管センター管理運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 古文書や郷土資料等、歴史資料の調査や保管・管理を、街中の生涯学習総合センターで行う必要があるのか。 ○ 当事業と (仮称) 埋蔵文化財管理センター、収蔵美術品の管理の事業は、一連の事業として取り組むことが、會津の歴史を深める事業に役立つのではないか。 		

施策名	消費者の視点に立った安全な食料の安定供給を図る	主管部課	農政部農政課
施策の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者の視点に立った安全な食料の安定供給を図ります。 ○ 特色のある産地づくりを推進し、農産物のブランドの確立を図ります。 		
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地産地消運動推進事業 ○ 農産物安全情報等提供事業 ○ 農業応援イベント及び商談会開催事業 ○ 米消費・安全対策事業 		
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今日の状況こそ、目標の「安全な食料の安定供給」をしっかりと図らなければならない、行政の役割が重要な時期はない。だが、生産者の安定と消費者の安全を第一として、施策を遂行していかねばならない。 ○ 農業に対する市の役割として、生産者保護の視点は重要であり、食料の安定供給体制の継続には必須と考える。 ○ 農産物の種類の多さをある程度整理し、品質向上と地元農産物加工品の開発に力を入れるべきであると考え。 ○ 男女を問わず、若手農業者への就農開拓や農業振興支援にも力を入れるべきと考える。 ○ 販売農家の減少、農業従事者の高齢化、専業農家の減退など、いろいろな問題が山積みされている中で、行政が魅力ある農業（収益アップ）やどのような農業があるか（作るべき農作物）等を考えていくべきである。 ○ 食料自給率に関し、国の統計調査が実施されなくなったため算出できないとしているが、他に算出できる術はないのか。地産地消の認識度が高い数値でも、果たしてどのくらい消費されているかわからないので検討すべきである。 ○ 地産地消の推進は、順調に進んでいると評価できる。 ○ 会津農産物のブランドをもう一度見直し、首都圏の消費者にリサーチをして、会津のブランドをもう一度作り、またそれを指導し、安定供給を図るべきではないか。 ○ 原発事故以降、諸問題が山積している以上、それに対応する情報提供等は評価に値する。 ○ 風評被害の払拭活動は当然だが、避けられない事態と認識し、原発事故との因果関係立証のためにも、実態把握に努力すべきと考える。 ○ 農家に対して、農薬散布の方法など農業、農産物の情報提供をもっと密にして、安全安心な農産物を作るよう、行政が指導すべきではないか。 ○ 戸別所得補償制度の実施に際しては、営農意欲の高い農家の賃借による耕地の維持・拡大を妨げないようにしてほしい。 		
事務事業への意見	<p>(地産地消運動推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地産地消は単に知らせるだけでなく、実際に物入手できる時や場所等、具体的なことをPRすべきである。また、学校給食、病院、ホテル等の大口の利用者だけでなく、広く市民にPRし、浸透させていくことが本当の意味での地産地消につながるのではないか。 ○ 地元農産物を使った観光土産品を開発・ブランド化し、観光客ばかりでなく、市民も贈答用として利用できるよう、物産館を常設することが望ましい。 		

- 農業者が農産物を持ち込み、販売者が常駐する「小売市場」を街なかに設置したり、農業者自身による定期市や常設市の開催できる場を、空き地や空き店舗を活用して市内各所に提供することが望まれる。この場合、本市独自の楽市楽座を企画できれば更によいのではないか。
- 伝統的な土産物は別として、会津若松産の新開発の土産物が相対的に少ないようである。一企業や農家の6次化の延長として農家単独で商品開発（加工等の工夫も含む）するのは大変であり、行政の支援（企画・開発・販売）が不可欠と考える。
- 地産地消として、高齢者がいる市内での販売に行政も協力すべきと考える。

（農産物安全情報等提供事業）

- 放射線モニタリング結果の公表や、安全性の分かりやすいアピールが農産物の販売にとって絶対に必要なので良い。
- 「農産物安全情報お届け便」は、今後も継続的に発行することが望ましい。ただし、新聞折込の場合は、広告物が少ない日を選ぶなど、お届け便自身が目立つようにしないと見逃される恐れもある。
- 農産物の安全宣言や安全証明は、第三者証明等で効力を発揮するものとする。

（会津野菜等ブランド化推進会議負担金）

- 特定のブランド品を定めて推し進める手法は終焉した。大多数は、無名の一般商品であり、この多数の無印にこそきちんと力を注ぎ、会津の産品の底上げを図る時代に来たと認識している。事業を精査すべきと思う。

施策名	卸売市場の利用を促進する	主管部課	農政部公設地方卸売市場
施策の目標	○ 地方都市における生鮮食料品等の円滑かつ効率的な流通を確保し、競争力のある市場をめざします。		
主な事務事業	○ 地方卸売市場事業		
評価内容	<p>○ 量販店の大型化、外食産業の増加、更には産地直売等、社会環境の変化により市場取扱高が減少にあるのは止むを得ない部分もあると思われるが、ピーク時の半分であるものの卸売市場を必要とする取引も多く、充分存在意義があるということである。</p> <p>○ 地方卸売市場の存亡が問われる流通状況に至っているようであり、公設から脱皮し、指定管理者制度による民間運営形態への移行の時期に来ているようである。</p> <p>○ 指定管理者制度について、今後も話し合いを重ねて早期に決着するよう努力されたい。</p> <p>○ 卸売市場は単に場所というだけではなく、生産者と商品（生產品）の最終的に行きつく先の消費者とをつなぐものである。量販店から取り残された消費者（小売店不存地域住民）へのより一層のサービスが望まれる。</p> <p>○ 小売店不存地域における移動販売は、買い物難民が増えるなかでの貴重な活動と考えられるが、現在抱える卸売市場の問題である取扱数量の長期的減少、施設の老朽化への対応等の根本的な解決には至らず、早急な対応が必要である。</p> <p>○ もう少し柔軟性を持ち、空き店舗や空き土地の有効な利用による使用料・売上手数料等の収益を増していく努力が必要と思われる。最初から無理、できない理由を並べるのではなく、実行に移すための創意工夫が必要である。</p>		
事務事業への意見	<p>(地方卸売市場事業)</p> <p>○ 流通量が減少しており、かつての流通量を前提にしたような更新投資は不必要だが、衛生面での安全確保のための投資は必要であり、水産棟低温加工施設整備事業は高く評価できる。</p> <p>○ 財務的には人件費が多額であり、指定管理者制度の導入により大幅なコスト削減は可能と考えられる。改革の準備はしているようだが、東日本大震災が卸売市場に与える影響の見極めが必要である。</p> <p>(会津産農産物安全安心PR活動事業)</p> <p>○ 頻繁に放射線量モニタリングをして広報することは面倒だが、その努力は必ず報われる。そうしないと遠隔地の人は「怖いから買いたくない。買わないと風評被害と言って叱られる」という被害者意識しか持たない。</p> <p>(市場活性化事業)</p> <p>○ 移動販売が順調に経過しているのであれば、小売店の減少や交通不便等の事情により買い物に困っている高齢者の多い居住地区等へ、更に販路拡大を進めても良いのではないか。</p>		

	<p>(市場開放事業)</p> <p>○ 現在、一般の人の入場が禁止されているが、常時、市場開放に向けた取り組みにより、市場活性化への活路を見出すべきである。</p>
--	---

施策名	資源循環型社会を実現する	主管部課	市民部廃棄物対策課
施策の目標	○ 市民・事業者・行政が「もったいない」をキーワードとして一体となり、それぞれが主体的に「3R運動」に取り組み、環境への負荷を抑制し、持続的な発展が可能な「資源循環型都市」の創造をめざします。		
主な事務事業	○ 災害等廃棄物処理事業 ○ 分別資源物回収事業 ○ ごみ減量化推進事業 ○ 地球温暖化対策推進事業		
評価内容	○ 成果指標のひとり一日当りのごみ排出量が、他市区町村と比して少ないのか多いのか示すべきである。また、重量だけでは個人として多いか少ないか判断に困る。 ○ 減量・負荷軽減・省資源という「量」から、「質」への推移が必要となっており、また可能な時期にきているようである。そこで衛生や景観（及び観光）を目標達成のための方針の項目にしたらどうか。 ○ 基本施策に貢献していると思われる。 ○ ごみ排出量削減の繰上げ達成、学校給食の厨芥・食べ残しの堆肥化、手動生ごみ処理機への補助拡大は評価できる。 ○ ごみ減量化の目標が早期に実現できたことはリサイクルが進んだ証とも言える。これまでも度重なる住民説明会、ごみカレンダーの配布等行政の努力を評価したい。 ○ ごみ置き場（ステーション）については、行政としても現状に甘んじることなく、用地の確保や設置について町内会を指導・援助すべきである。		
事務事業への意見	<p>(分別資源回収事業)</p> <p>○ 雑がみリサイクルのPRにより、古紙のリサイクル率が向上すれば前進である。 ○ リサイクルには行政と市民のコストもかかる。市況によるが、アルミのように業者に売れるものは、リサイクルがもうけになることであり、総体としてのエネルギー節約にかなっている可能性がある。一方、業者にお金を払って持っていってもらうものは、環境保護のための出費として評価されることもあるが、エネルギー節約にもなっていない可能性がある。リサイクルのための運搬、加工のために使うエネルギーの支出も加算すれば、リサイクル活動がすべて環境にとってプラスになるとは限らない。 ○ ごみカレンダーが市民に有効に活用されるために、アパート・マンション等の住民の転出入の多い賃貸住宅を中心に、入居契約時にカレンダーの配布・説明を徹底するよう、家主及び業者に強く要望すべきである。 ○ ごみの分別をもっと徹底してもらうために、町内会の協力のもと何かよりよい方策を検討してほしい。</p> <p>(廃棄物収集運搬処理事業)</p> <p>○ 観光会津にしては、歩道や車道脇にごみが点在している。早朝に収集できないものか。各観光都市の名勝付近の家庭ごみの収集運搬を参考にして早く改善してほしい。</p>		

	<p>(災害等廃棄物処理事業)</p> <p>○ 災害等廃棄物の処理は、市民目線の適正な実施が望まれる。</p>
--	--

施策名	魅力ある景観を創造する	主管部課	建設部都市計画課
施策の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民、事業者、行政が協力し一体となって、良好な景観の形成をめざします。 ○ 景観を構成する要素は多岐にわたっており、全体的な調和に配慮しながら、点から線、線から面へと築く長期的な視点で景観の形成を推進します。 ○ 先人から受け継いできた本市の歴史、文化、地域の特性をいかし、市街地景観、歴史的景観、自然景観の3つを柱に、魅力ある都市景観を創出します。 		
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 景観形成事業（景観法活用の制度改正、景観計画の策定等） ○ 景観形成事業（景観形成PR・表彰事業） ○ 景観形成事業（歴史的景観指定建造物の指定） ○ 景観形成事業（自然景観指定緑地の指定） 		
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史的景観及び自然景観を先進的に整備・保存してきたことは評価できる。しかし、単に歴史的建造物や緑地等の指定にとどまらず、市街地の景観を一体としてとらえた美しいまちづくりを進めるべきである。これに関連して市内幹線道路沿いの電線の埋設工事についても、さらに拡大されるよう関係機関に働きかける必要がある。 ○ 景観形成地区（指定予定地区）については、会津若松市（城下町）らしさを主とするも、快適な都市空間との調和を図り長期的な視点で推進してほしい。 ○ 景観協定認定地区については、歴史的な観点からみれば致し方ないのか、大町通りを挟んで西側に偏りが見られる。そのようななかで、鶴亀ハイタウン及び錦町・表町はこれらの地区とは違う観点から認定されたものと推察されるが、他の地域の参考となるのではないか。 ○ 景観法制定前から「景観」を守り、維持する努力をしてきた市の姿勢は、今後も変わらない事を望む。目にする事が出来る景観と人は、「歴史、文化、伝統」と共鳴し、ゆるぎない郷土づくりに貢献していると考えます。 ○ 歴史と文化を有する本市は、魅力ある景観を形成するに足る十分な特性を持つと確信している。魅力あるまちをつくり、快適なまちを形成されることを望む。 ○ 景観の形成には、耐久性にすぐれた形成が望まれると思うが、一部の車道歩道に見られるレンガなどは、透水性、視覚性を重視しすぎて、耐久性に欠けているのではないか。 ○ 良好と思われるが、もう少し市民の方にアピールが必要と思われる。また、車からお城がきれいに見えるようにしてほしい。 ○ 本市は水と緑に恵まれた自然環境の中にある。特にまちづくりにおいては、もっと自然景観指定緑地の目標値を高く持つことが大切で、訪問者だけでなく、住市民にとっても、快適な空間形成に寄与すると思われる。 		
事務事業への意見	<p>（景観形成事業（景観法活用の制度改正、景観計画の策定等））</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 景観計画策定等をしないと景観法の成立や景観行政団体になったことが活かさない。 ○ 市民は、景観といえば古い建造物の保存と考えがちである。市民の意識向上を図るために美しい景観はまちの清掃、ごみの処理、植栽等も含めた美しいまちづくりであることをPRするよう努めるべきである。 		

<p>(景観形成事業(景観形成PR・表彰事業))</p> <ul style="list-style-type: none">○ 景観協定認定地区については、その地区以外の住民にとってはほとんど関心のないものと思われる。PRに力を入れて、市民の景観形成の意識を高め、より多くの景観協定認定地区が増えるよう望む。 <p>(会津まちなか灯籠整備事業)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 集客を目的にしたものでないとはいえ、「まちなか灯籠」が「絵ろうそくまつり」と違ってあまり知られていないのは残念である。「左官の技術を活用した」などというPR掲示があってもよかったのではないか。 <p>(景観形成事業(歴史的景観指定建造物の指定))</p> <ul style="list-style-type: none">○ 歴史的景観指定建造物の指定による顕彰、広報は評価できる。ドイツやイタリアの都市のような都市景観維持への補助は莫大な財政資金(高い税金)を必要とするので、予算の範囲内でできることをやっていくしかない。○ 経済的制約を受ける景観形成事業は、長期的視点で活動していくことが重要と考える。優先順位を的確に判断して、効率的な運営をお願いする。

施策名	地域コミュニティを活性化する	主管部課	市民部環境生活課
施策の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の絆を大切にすることを基本としながら、様々な活動を通じた住民相互のコミュニケーションを図り、地域社会における連帯意識を育みます。 ○ 住民一人ひとりが自分の住む地域を理解し、地域の活動への参加を促進することにより、暮らしやすい地域社会をめざします。 		
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内会活動事業 ○ 区長会補助事業 ○ 集会所整備補助事業 ○ コミュニティセンター運営事業 		
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市が目指している市民と行政の協働によるまちづくりを進めるためには、第一に区長会の改革が重要である。 ○ 町内会加入率の最終目標値を 99.0%とほとんど全世帯の加入を目指しているようだが、アパートの入居者や単身赴任者のことを考えると、現在の実績値が限界のように思える。町内会の活動支援が目的であれば、未加入者に対して他の方法での支援を考えるべきではないか。 ○ 目標達成のためには、町内会とコミュニティセンターが両輪と考えているようだが、さらに住民に開かれた地域活動の活性化が望まれる。 ○ 地域コミュニティを活性化するには、コミュニティセンターの開館時間が遅いのではないか。また、町内会、地域の委員が活動できる体制には、コミュニティセンターの役割が大であるが、その体制が整っていないのではないか。 		
事務事業への意見	<p>(区長会補助事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区長会は従来どおり単なる行政と市民のパイプ役であることは勿論だが、地域の問題解決の中心となって活動できるような研修を重ねるべきである。 <p>(町内会活動事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町内会交付金については依然オープンになっていないように思われる。区長会に対して、新しい制度の趣旨を更に明確に説明されることを望む。 <p>(市民憲章推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会津若松市の花「タチアオイ」の推進強化を希望する。 <p>(集会所整備補助事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町内会のほぼ半数が独自の集会所を持たない。また、集会所の補助は年1件ないし2件が現状であることを考えると、全ての町内会に集会所が備わるのに200年以上かかることになる。集会所は町内会に任せて、コミュニティセンターを増やすことが町内会の活動支援により寄与するのではないか。 ○ 集会所の整備について、設置数の増加の支援を今後とも継続してほしい。 		

	<p>(コミュニティセンター運営事業)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 市としてやれることはやっている。あとは町内会の問題である。○ コミュニティセンターの利活用及び運営について、市民はほとんど知らないと思われる。施設は作ることに意義があるのではなく、それが大いに利用されることが本来の目的であり、その点において指定管理者に対する適切な指導が必要である。
--	--

4 おわりに

外部評価の取り組みについて、各委員より意見等があったので、今後の取り組み改善の参考として活用されたい。

(外部評価制度について)

- 外部評価制度は、行政の施策を理解し、市民参加・協働を進める上で重要な制度と考える。
- 行政の基本施策を外部より厳しく見つめ、検討し、評価する制度は大変よい手法である。ただし、論じて行わなければ絵に描いた餅となる。
- 外部評価の結果が実際に生かされた部分を公表する等、このような制度が行われていることを市民に周知し、行政に対する市民の関心を喚起すべきであると考え。
- 外部評価委員が関心のあるテーマ（施策）を選ぶやり方は、活発な議論が期待できて良い。
- 外部評価は非公開とされていないので、広く制度の意義を周知し、市民の目の前で開催すれば、委員においても緊張感を持って臨むことができる。
- 公募委員を2人から4人くらいに増やしてもらいたい。

(委員会の日程・進め方について)

- 評価票提出までの時間的余裕がないこともあったので、開催日程をもう少し考慮してほしい。
- 準備期間が短いときと長いときがあったが、結局のところ要した時間はかわらなかった。委員会開催の間隔は短くともよいが、施策の説明と評価に時間をかけてほしい。
- 最初の回に担当課の説明を聞いてその場で質問をし、評価を出してから次の回に担当課と意見交換するやり方は、次第に議論が深まっていくことが期待できて良い。
- 他の委員が選んだテーマについて理解を深めるために、説明と質疑の時間がもう少しほしい。
- 質問時間が若干短いように思う。また、事後質問制度があれば、なお充実するかと思う。
- 専門家や特定の分野に詳しい委員がいる時は、委員同士の情報交換の時間があってもよいと思う。
- 施策評価票にもとづく、担当課と委員会の意見交換は実に熱く、スムーズであり、回数・時間のとり方も適切である。
- もう少し早めの開催をしてほしい。
- 外部評価の対象施策数を絞り込み、十分な説明と評価の時間を確保すべきである。時間確保のために会議の時間延長や委員会の開催回数の増加を行うと、他の日程との調整がつかなくなり、委員会に参加できなくなる。
- 報告書に記載する評価内容や事務事業の意見は、毎回の委員会において確認した方が、的確な評価となる。
- 委員会において、市長と意見交換を行う機会を設けてほしい。

(その他)

- 会場の會津稽古堂が、昨年度の会場と比べて大変良かった。
- 事前の資料配布は、委員の準備の上で必要なことである。
- 説明資料である施策評価票は、選定された対象施策だけでなく、全施策について提示してほしい。
- 市の長期総合計画の施策がこんなにあるとは思わなかった。この様な形で市政の一部を見ることができてうれしく思う。この計画、施策が市民の皆に知られたら良いと思う。
- 市民の方がもっと市政に参加できるような、場所・委員会を作ってほしい。

參考資料

1 会津若松市外部評価委員会委員名簿

役職	氏名	備考
委員長	石光 真	学識経験者（会津大学短期大学部教授）
副委員長	田澤 演子	学識経験者（男女共同参画団体）
委員	長嶋 栄治	学識経験者（司法書士）
	遠藤 久	学識経験者（税理士）
	築田 直幸	公募委員
	小原 啓三	公募委員

2 会議経過

	開催日	協議内容等
第1回	8月9日	行政評価・外部評価の進め方等について説明 外部評価対象施策選定
第2回	8月30日	外部評価対象（2施策）について主管課説明・質疑
第3回	9月20日	第2回外部評価対象（2施策）に対する評価・意見交換 外部評価対象（2施策）について主管課説明・質疑
第4回	9月26日	第3回外部評価対象（2施策）に対する評価・意見交換 外部評価対象（2施策）について主管課説明・質疑
第5回	10月4日	第4回外部評価対象（2施策）に対する評価・意見交換 外部評価対象（2施策）について主管課説明・質疑
第6回	10月20日	第5回外部評価対象（2施策）に対する評価・意見交換 外部評価対象（1施策）について主管課説明・質疑 外部評価結果報告書について検討
第7回	10月26日	第6回外部評価対象（1施策）に対する評価・意見交換 外部評価制度に関する意見交換 外部評価結果報告書について検討・決定

※評価の流れ

施策の内容について主管課が説明⇒次回委員会開催日までに各委員が施策の評価や意見を提出（評価票作成）⇒評価票をもとに主管課と意見交換

3 会津若松市外部評価委員会開催要綱

会津若松市外部評価委員会開催要綱

(平成17年6月13日決裁)

(平成19年6月1日一部改正)

(開催)

第1条 市が実施する行政評価について、学識経験者等による意見、提案等を取り入れることにより、行政評価の客観性、信頼性等を確保するため、会津若松市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(構成)

第2条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学識経験者等 4人
- (2) 公募による市民 2人

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、前条第2号に掲げる委員の再任は、2期4年を限度とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、出席者の互選により定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第5条 委員会は、評価対象施策等について評価し、市長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。